

「農薬の話」

農産部会委員 らでいっしゅぼーや農産管理課課長 横山 徹

Message

■禁止と許容、そして有機農薬

Radix 環境保全型生産基準要項 1996年版の農業編の中に基本姿勢として5原則の遵守が掲げられています。この5原則はらでいっしゅぼーや創立以来、会員さんへらでいっしゅぼーやの扱う野菜を説明する際に伝えてきた原則であり、生産者に対しても最低限守ってほしい栽培条件であるとお伝えしてきました。

その5原則の中の4番目に「基本的に反農薬である。ただし、やむを得ず農薬を使用する場合、その判断は子育てと同じように母親である農家に依拠するが、何のために、どのような農薬を何回使用したのかを報告する」とあります。

この基本姿勢に何ら変更はないのですが、2000年10月にRadix 環境保全型生産基準要項の付則として、「使用禁止及び制限農薬リスト2000年版」を策定したときより、らでいっしゅぼーやの農薬に対する考え方が少し進化した、もしくは一皮剥けたものとなっ



水の子会、坂本光司さん。「人がやたらに入れない地下に保管しています」

「地下のさらにカギつきのキャビネットに、きちんと入れています」

たと考えております。つまり、農薬の中でも、本当に使用しない方がよい農薬と、できるなら止めた方がよい農薬、使用するならばこれにしてほしい農薬に分類し、より現実的な農薬使用の低減に向かい始めた、ということです。

また、2000年4月よりの有機農産物表示の法制化にともないJAS法の中で定められた「有機農産物許容農薬」を、らでいっしゅぼーやでは会員に対して「有」という文字で表現し報告することを全ての青果物に実施して、さらに「比較的安全な農薬」と「一般の農薬」を区別しています。

■農薬と正面から向き合う必要があります。

このように農薬を捉えることは、私たちが無農薬化に向かう上で具体的な指針をもたらしてくれますが、同時にその使用方法についてもより自覚的な対応が求められる、とういことでもあります。それは、「農薬の保管方法」「農薬の処分方法」「撒布から収穫までの日数」「農薬の選択方法」などなど多岐にわたります。この場を借りて、少しそのあたりの話を書きたいと思います。

■農薬の保管方法

今まで多くの生産者を訪問させていただき、畑だけでなく出荷場や倉庫を



見せていただくこともありました。栽培している品目や栽培が慣行栽培との併用であるなどの個々の違いはありますが、農薬の保管状



水の子会、山本実さん。資材も農薬も、しっかりカギをかけて管理。

況がかなりずさんであると感じられることが多くあります。

農薬は農薬取締法という法律にもなっており、中には劇物や毒物も多くあります。そのことを忘れてしまって、生活の中にとけ込んでいて、蚊取り線香と同じような扱いにしていると思わせるような扱い方です。登下校の小学生がいたずらができる場所に置いてある。犯罪を誘発してしまうような場所においてある。本当に冷静に見ると恐ろしいことです。

最低限農薬を専用保管庫に収納し、必ずカギをかける必要はあります。無農薬栽培や低農薬栽培、有機栽培を行なっている皆さんだからこそ、農薬の管理は慣行農法の方よりもしっかりと行なう必要があることはみなさんにもご理解いただけるのではないのでしょうか。

■農薬の処分方法

また、管理方法も大変重要ですが、使用しなくなった農薬や使用できなくなった農薬の処理も大変な問題です。農林水産大臣の指示で使用できなくなった農薬については農薬取締法の9条4項の中で製造業者や販売業者が農薬使用者から回収するように努めると書かれていますが、回収義務はないようです。皆さんが使用しなくなった農薬に関しては、農協や地方自治体が定期